

加給年金額のご案内

1 加給年金額とは

加給年金額は、被保険者期間が20年以上の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権者が65歳に到達した時点において、年金受給権者によって「生計を維持されている」(1)～(3)の者がいる場合に、老齢厚生年金に加算されます。

- (1) 65歳未満の配偶者（事実上の婚姻関係にある方を含む。）
- (2) 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 20歳未満で障害等級1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子

◎ 65歳以上の配偶者は、加給年金の対象者にはなりません。国民年金の振替加算がつく場合がありますので、最寄りの年金事務所にご相談ください。

2 生計維持について

上記1の「生計を維持されている」とは、原則として次の2つの条件を満たす方です。

- (1) 年金受給権者とその配偶者又は子が住民票上同一世帯であること。
年金受給権者とその配偶者等が住民票上別居していても、理由が単身赴任・病気療養・就学等やむを得ない場合は生活維持に該当することがあります。このような場合は、共済組合にご連絡ください。
- (2) 配偶者又は子の年間の恒常的な収入が850万円（所得の場合は655万5千円）未満であること。
年間の収入が850万円を超えていても、定年退職等の事情によりおおむね5年以内に収入が850万円未満になる場合は、生活維持に該当することがあります。このような場合は、共済組合にご連絡ください。

3 加給年金額（令和3年度の額）

配偶者	390,500円
子（第1子及び第2子）1人につき	224,700円
子（第3子以降）1人につき	74,900円

なお、加給年金額対象者として認定されても、配偶者が以下の公的年金を一部でも支給されている場合は加給年金額が支給停止されます。ただし、配偶者の年金が全額支給停止されている場合は、加給年金額が支給されます。

- ・国民年金を除く公的年金（公務員、厚生年金、私学等）の被保険者（組合員）期間が合算20年以上となる年金
- ・上記の被保険者（組合員）期間が20年以上であるとみなされる年金
- ・障害を給付事由とする年金

《記入例》

年金証書記号番号	859600		
住所	〒111-1111 東京都〇〇区〇〇〇〇1丁目1番1号		
電話番号	00-0000-0000	携帯番号	090-0000-0000
フリガナ	ネンキン タロウ		
請求者	年金 太郎		生 年 月 日 昭和 27 年 10 月 10 日

加給年金額対象者がいる場合は対象者欄に記入してください。詳細は、裏面の「加給年金額のご案内」をお読みください。なお、必要書類は後日連絡しますので、今回は添付の必要はありません。

加給年金額対象者	(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日		基礎年金番号
		配偶者	ネンキン ハナコ 年金 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成
子	年金の制度名及び 年金証書記号番号	厚生年金 老齢厚生年金 9410-123456-1150		
	ネンキン ジロウ 年金 二郎	<input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	15 年 10 月 1 日	障害 有・無
		<input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日	障害 有・無

繰下げ意思確認

65歳以降の老齢厚生年金・退職共済年金の受取り方法について、希望されるものどちらかに○印をつけてください。

<input checked="" type="radio"/>	65歳から支給を希望します。 ※ 65歳以降に年金受給権が発生する場合は、受給権発生時点からの支給
<input type="radio"/>	繰下げを希望します。 ※ 日本年金機構や他の共済組合から支給される老齢厚生年金（退職共済年金）を65歳から受給している場合は、繰下げ支給の選択はできません。（すべての老齢厚生年金を同時に繰下げることが必要です。） ※ 障害年金・遺族年金等の年金受給権がある場合は、繰下げ支給の選択はできません。 ※ 支給を開始する場合は、改めて手続きが必要となります。共済組合年金課までご連絡ください。 ※ 70歳に到達したら速やかに請求してください。